低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。 別表

機　　種	機関出力（kW）	騒音基準値（dB）
ブルドーザー	P＜55	102
	55≦P＜103	105
	103≦P	105
バックホウ	P＜55	99
	55≦P＜103	104
	103≦P＜206	106
	206≦P	106
ドラグライン クラムシェル	P＜55	100
	55≦P＜103	104
	103≦P＜206	107
	206≦P	107
トラクターショベル	P＜55	102
	55≦P＜103	104
	103≦P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P＜55	100
	55≦P＜103	103
	103≦P＜206	107
	206≦P	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P＜55	98
	55≦P＜103	102
	103≦P	104
アースオーガー	P＜55	100
	55≦P＜103	104
	103≦P	107
オールケーシング掘削機	P＜55	100
	55≦P＜103	104
	103≦P＜206	105
	206≦P	107
アースドリル	P＜55	100
	55≦P＜103	104
	103≦P	107
さく岩機（コンクリートブレーカー）		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P＜55	101
	55≦P	104
コンクリートポンプ（車）	P＜55	100
	55≦P＜103	103
	103≦P	107
コンクリート圧砕機	P＜55	99
	55≦P＜103	103
	103≦P＜206	106
	206≦P	107
アスファルトフィニッシャー	P＜55	101
	55≦P＜103	105
	103≦P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P＜55	101
	55≦P	105
発動発電機	P＜55	98
	55≦P	102

表４【工法】

品目分類	品　目　名	判　　断　　の　　基　　準　　等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年５月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成３年８月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。